

議案第32号

世田谷区災害対策基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 災害の発生及び拡大の防止を図るため、世田谷区災害対策基金の用途を拡充する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区災害対策基金条例の一部を改正する条例

世田谷区災害対策基金条例（平成20年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害応急対策」を「災害予防、災害応急対策」に改める。

第6条中「の目的」を「に規定する目的」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。